

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】東日本大震災にかかる企業年金関連の特例措置対応について	……………P1
【コラム】厚生年金基金の経理処理と決算処理	……………P7

東日本大震災にかかる企業年金関連の特例措置対応について

1. はじめに

今回の東日本大震災（注）により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、今回の東日本大震災により被害を受けられた企業年金制度の実施者、設立（加入）事業所、受給者および加入者の皆様にかかる特例措置に関する通知が複数発出されています。

今後、東日本大震災にかかる企業年金関連の特例措置に関する法律、政省令の公布、通知の発出等により、特例措置の詳細が確定してくるものと思われませんが、今月号では平成23年4月28日の時点で判明している特例措置等の内容についてご説明します。

（注）今般の震災の名称について、弊社では4月1日の閣議決定にもとづき名称を「東日本大震災」に統一していますが、特例措置に関する通知に係る部分については通知で使用されている名称をそのまま掲載しています。

2. 関係省庁からの東日本大震災にかかる企業年金関連の特例措置に関する通知等

・平成23年4月28日の時点で関係省庁から発出されている東日本大震災にかかる企業年金関連の特例措置に関する通知等は以下のとおりです。

(1) 厚生労働省通知

平成23年3月16日 (年企発0316第1号)	東北地方太平洋沖地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について
平成23年3月29日 (年企発0329第1号)	平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の企業年金制度等への適用について
平成23年3月29日 (年企発0329第2号)	東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について
平成23年4月6日 (年企発0406第1号)	東北地方太平洋沖地震に係る現況届の事務処理に関する指導等について

※上記通知は厚生労働省のホームページに全文が掲載されています。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

ホーム → 「東日本大震災関連情報 厚生労働省からのお知らせ」 → 「厚生労働省から発出した通知はこちら（計画停電関係は除く）」 → 「日付別」 → 各日付

<厚生労働省通知概要>

○平成23年3月16日（年企発0316第1号）

以下の特例措置を実施する旨およびその概要が示されました。

1. 年金給付関係について（厚生年金基金）
 - (1) 現況届について
 - (2) 支払通知書等の再交付について
2. 掛金等の取扱いについて（厚生年金基金）
 - (1) 掛金等の納付期限の延長について
 - (2) 掛金等の納付猶予について
 - (3) その他

○平成23年3月29日（年企発0329第1号）

- ・法令に記載されている義務のうち、3月11日から6月29日までの間に履行期限が到来するものについて、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった場合に、その後6月30日までに義務が履行されたときには罰金等の刑事上、行政上の責任が免責される旨が示されております。
- ・企業年金等に関して免責の対象となる手続きが参考として例示されています。

○平成23年3月29日（年企発0329第2号）

1. 掛金等の納付期限の延長（厚生年金基金）
 - ・納付期限の延長に係る取扱いの詳細、設立事業所向け案内書面案等が示されています。
2. 掛金等の納付の猶予（厚生年金基金）
 - ・掛金等の納付猶予の対象先、判定基準および申請手続きの詳細等が示されています。
3. 規約変更申請等の取扱い（厚生年金基金・確定給付企業年金）
 - ・規約変更に伴う認可申請等に関して、被災地域に所在地を有する厚生年金基金および企業年金基金が行う規約変更について、代議員会の開催が困難な場合は、理事長専決により行うことも差し支えないこととされています。ただし、その場合は次回の代議員会で専決内容を報告する必要があります。
4. 年金等の請求手続き（厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金）
 - ・厚生年金基金の取扱いに関して、被災地域に住所地を有する加入員に係る年金等の裁定請求について、添付書類の簡略化など弾力的に取り扱うこととされています。
 - ・確定給付企業年金および確定拠出年金の年金等の請求手続きに関しても、上記と同様に取り扱うこととされています。

○平成23年4月6日（年企発0406第1号）

下記対象者の厚生年金保険の現況届の提出期限が延長されることとなりました。

1. 対象者
 - ・平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に平成23年3月11日において住所を有する受給権者又は受給者であってその誕生日が3月1日から6月30日までの間にある者。
2. 延長後の提出期限
 - ・平成23年7月31日

(2) 内閣府令

平成23年3月13日 (平成23年政令第19号)	平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
-----------------------------	--

※上記政令は総務省のホームページに全文が掲載されています。
 総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>
 ホーム → 「広報・報道」 → 「報道資料」 → 「2011年3月」 → 2011年3月13日発表「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

<内閣府令概要>

- (1) 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定する。(法第2条)
- (2) この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。
- ① (略)
- ② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責
履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても、一定期限まで(平成23年6月30日まで)に履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないとすること。
- ③ (略)

3. 東日本大震災にかかる企業年金関連の特例措置の検討対象と考えられる事項

- ・ 関係省庁からの通知、信託協会経由での確認等により、平成23年4月28日の時点で判明している特例措置等は以下のとおりです。
- ・ なお、「状況・方針」欄に下線を付しているものは現時点で未定・確認中となっているものです。

【東日本大震災にかかる企業年金関連の特例措置の検討対象と考えられる事項】

項目		想定される対応	対象制度	実施状況	状況・方針
拠出	1 納付期限延長	被災地域の事業所に対する掛金納付期限延長	厚年	・ 3/16付厚生労働省年金局企業年金国民年金課長通知(以下「通知」)年企発0316第1号にて実施方針が示されました。 ・ 3/29付通知年企発0329第2号にて対象地域・延長期間(「災害がやんだ日」から2ヶ月)・周知方法等の詳細が示されました。	実施決定 内容確定
	2 納付猶予	被災事業所の掛金納付猶予	厚年	・ 通知年企発0316第1号にて実施方針が示されました。 ・ 3/29付通知年企発0329第2号にて対象事業所・猶予期間(1年以内)・取扱い方法(猶予申請書書式等)等の詳細が示されました。	実施決定 内容確定
	3 免除保険料相当額の納付免除	被災地域(または被災事業所)の免除保険料相当額の納付免除	厚年	・ 阪神・淡路大震災の際に当該措置が実施されていますが、現段階で実施方針等について明らかにされていません。 ・ 信託協会から当局に「厚生年金基金の掛金の一部の納付免除に関する通知の出状予定」を確認したところ「検討中」との回答がありました。	<u>実施未定</u>
適用	4 標準報酬の改定の特例	被災地域の事業所の社員の給与等の額が著しく低下した場合、即時に標準報酬額を改定	厚年	・ 阪神・淡路大震災の際に当該措置が実施されていますが、現段階で実施方針等について明らかにされていません。	<u>実施未定</u>

東日本大震災にかかる企業年金関連の特例措置対応について

項目		想定される対応	対象制度	実施状況	状況・方針	
給付	5	裁定請求等の弾力的な取扱い	裁定請求時の書式・添付書類等の取扱い弾力化	厚年 DB DC	<ul style="list-style-type: none"> 3/29付通知年企発0329第2号にて取扱いの方針が示されました。 取扱いの詳細に関しては、信託協会より当局に確認を実施しています。 	実施決定 概要確認中
	6	振込休止金融機関への取扱い・郵便為替送付不能先の取扱い	休止金融機関送金対象者の意向確認・指定解除時または振込口座変更時の早期送金	厚年 DB DC	<ul style="list-style-type: none"> 4/28現在、振込休止金融機関はありません。 振込先の変更等に関しては、弊社にて基金さまのご要請に応えるべく弾力的な対応を準備しています。（※） 	—
	7	現況届の取扱い	現況届の提出期限の延長	厚年	<ul style="list-style-type: none"> 通知年企発0316第1号にて実施方針が示されました。 3月末に発送する現況届にあわせ、被災地の受給者の皆さまに提出期限の延長に関する案内文書を送付しています。（※） 	実施決定 内容確定
行政宛 申請・ 届出 関係	8	業務報告書（年度分）・事業報告書・決算報告書等	提出期限延長	厚年 DB	<ul style="list-style-type: none"> 3/29付通知年企発0329第1号にて対象となる義務および延長対象期間（3/11から6/29までに履行期限が到来するもの）・延長期間（6/30）が示されました。 	実施決定 内容確定
	9	規約変更① 申請期限	提出期限延長	厚年 DB DC	<ul style="list-style-type: none"> 3/29付通知年企発0329第1号においては、規約変更の認可申請書類は期限延長対象書類に含まれませんでした。 	実施未定
	10	規約変更② 添付書類	添付書類の簡素化	厚年 DB DC	<ul style="list-style-type: none"> 信託協会から当局宛要請中ですが、現段階で実施方針等について明らかにされていません。 	実施未定
	11	政府負担金 申請等	申請手続きの弾力化	厚年	<ul style="list-style-type: none"> 年度当初に発出される「政府負担金の交付申請の係数に関する通知」で言及される模様です。 	実施未定
	12	規約型DBの規約変更 手続き緩和	理事長専決に類する特例措置	DB	<ul style="list-style-type: none"> 信託協会から当局に「DB規約型における加入者同意等の取得要件の緩和」の検討を要請したところ「必要な同意手続きなしに規約変更を一律に可能とする等の一律の対応はできない」との回答がありました。 	不実施方針
代議員 会運営	13	規約変更	理事長専決の容認	厚年 DB	<ul style="list-style-type: none"> 3/29付通知年企発0329第2号にて「代議員会の開催が困難な場合」の理事長専決による対応が容認されました。 	実施決定 内容確定

※弊社を総幹事（Ⅱ型・ⅠB型）にご指名いただいているお客さまを対象としています。

項目		想定される対応	対象制度	実施状況	状況・方針
代議員 会運営	14 予算・決算	理事長専決の 容認	厚年 DB	<ul style="list-style-type: none"> ・3/29付通知年企発0329第2号では予算・決算等の取扱いについて理事長専決の容認は明確には示されませんでした。 ・信託協会から当局に「予算・決算等への理事長専決の容認」の検討を要請したところ「予算については提出期限の延長で対応可能と考える。決算に係る提出期限については大半の厚生年金基金が9月であり今のところ想定していない」との回答がありました。 	不実施方針
加入者 等向け 周知	15 加入者向け・ 受給者向け周知	周知義務の簡 素化・弾力化	厚年 DB	<ul style="list-style-type: none"> ・信託協会から当局宛要請中ですが、現段階で実施方針等について明らかにされていません。 	実施未定
財政 基準	16 財政基準 緩和	財政基準の 緩和	厚年 DB	<ul style="list-style-type: none"> ・信託協会から当局宛意見書を提出し、対応を要請中です。 ・企業年金連合会等の関連団体も当局宛意見書を提出しています。 ・現段階で実施方針等について明らかにされていません。 	実施未定

4. 阪神・淡路大震災発生時の企業年金関連の特例措置対応

今後、東日本大震災にかかる企業年金関連の特例措置に関する法律・政省令の公布、通知の発出等により、特例措置の詳細が確定してくるものと思われませんが、阪神・淡路大震災発生時と同程度の内容が示されるものと思われま。

ご参考までに、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災にかかる企業年金関連の特例措置対応について、同時期に併せて公布・発出された法律、政令、省令、通知に分けてご説明します。

(1) 法律

平成7年3月1日 (平成7年法律第16号)	阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
--------------------------	-----------------------------------

- ・厚生年金本体に関する条項は、第53条と第54条の2条文です。
- ・第53条では「標準報酬の改定の特例」について定められました。
- ・具体的には、被保険者個々人の報酬が著しく低下した場合に、即時に低下後の報酬月額に改定することが認められました。(通常は、それまでの報酬月額から2段階乖離した状態が3ヶ月継続した場合に限り4ヶ月目に改定することとなります。)
- ・第54条では「厚生年金保険料の免除の特例」について定められました。
- ・具体的には、事業所の事業主が行政に対して申請し、行政が認めた場合には、平成7年12月までの最大1年間、厚生年金保険料が免除されることとなりました。
- ・いずれの条項も、平成7年1月1日に遡って適用するという内容で、期限については平成7年12月までの1年間とされました。
- ・この法律では、厚生年金基金についての定めはなく、後述の政令によるものとされました。

(2) 政令

平成7年3月1日 (平成7年政令第42号)	阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生省関係規定の施行等に関する政令
--------------------------	---

- ・厚生年金基金に関する条項は、第5条の1条文です。
- ・第5条第1項は「標準報酬の改定の特例」について定められたものであり、厚生年金本体と同様の扱い

とすることとされました。

- ・即ち、厚生年金基金の加入者についても、国の扱い（法律第53条）と同様に、加入員個々人の報酬が著しく低下した場合は、即時に低下後の報酬月額に改定することが認められました。（通常は、それまでの報酬月額から2段階乖離した状態が3ヶ月継続した場合に限り4ヶ月目に改定することとなります。）
- ・第5条第2項では「基金への掛金の免除の特例」について定められました。
- ・具体的には、設立事業所の事業主が行政に対して厚生年金保険料の免除の特例を申請し承認を得た上で、基金に対して申し出た場合、平成7年12月までの最大1年間、免除保険料相当額（基本標準掛金のうちプラスアルファ部分・基本特別掛金・加算部分の掛金は免除の対象外）が免除されることとなりました。
- ・いずれの条項も、平成7年1月1日に遡って適用するというもので、期限については平成7年12月までの1年間とされました。

(3) 省令

平成7年3月3日 (平成7年厚生省令第7号)	阪神・淡路大震災に対処するための厚生省関係の特例に関する省令
---------------------------	--------------------------------

- ・厚生年金本体に関する条項は第27条から第31条までの5条文で、厚生年金基金に関する条項は、第32条から第35条までの4条文です。
- ・第27条では標準報酬改定に関する手続きが、第28条では厚生年金保険料免除の申請に関する手続きが定められました。
- ・第32条は「標準報酬の改定に関する基金あての手続き」について定められたものであり、厚生年金本体と同様の扱いとすることとされました。
- ・即ち、設立事業所の事業主は、国に対して標準報酬の改定を届け出た場合は、速やかに基金にも同じ内容を届け出ることを義務づけられました。
- ・第33条・第34条は「基金への掛金の免除の手続き」について定められました。
- ・即ち、設立事業所の事業主は、国に対して厚生年金保険料の免除を申請し認められた場合は、基金に対してその旨を届け出ることが必要である旨が定められました。
- ・いずれの条項も、平成7年1月1日に遡って適用するというもので、期限については平成7年12月までの1年間とされました。

(4) 通知

平成7年3月3日 (企国発第32号)	阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う厚生年金基金の事務処理等について
-----------------------	---

- ・「第1基金の標準給与の改定に関する事項」では、設立事業所の事業主から基金に対して届け出ることが必要な事項が定められました。
- ・「第2基金の掛金又は徴収金の免除に関する事項」では、設立事業所の事業主が国の厚生年金保険料の免除が認められた場合に基金に対して届け出ることが必要な事項について、書式などが明示され、具体的に手続きが定められました。
- ・「第3その他の事項」では、以下の4点が定められました。
 - ①規約変更
 - ・「標準給与の改定に関する特例・掛金の免除に関する特例を適用する場合には、規約変更が必要であること」「理事長専決でよいこと」「届出でよいこと」などが記載されています。
 - ②掛金又は徴収金の免除額の計算方法
 - ・「震災による掛金等免除額増減計算書」を用いて事業所ごとの免除額を計算したうえで、当該事業所あての「納入告知」をしなければならない旨が記載されています。
 - ③掛金又は徴収金の免除の記録方法
 - ・基金が掛金の免除を行った場合には、「債権管理簿」（様式第14号の4）の備考欄に免除額を記録しておくことが義務付けられています。
 - ④掛金又は徴収金の免除の報告
 - ・掛金の免除を行った場合には、厚生大臣（当時）あてに「震災による掛金等免除報告書」の提出が義務付けられています。

りそなコラム

厚生年金基金の経理処理と決算処理

第14回のコラムのテーマは「厚生年金基金の経理と決算処理」について、厚生年金基金に新規採用され経理を担当することになった「A子さん」が、その上司「B事務長」に質問をしています。では基金の事務局の様子を覗いてみましょう。

- A子さん：経理処理には「単式簿記」と「複式簿記」がありますが、厚生年金基金は単式簿記方式ですか？
 B事務長：いや、どちらかというところ「複式簿記」に近いね。基金は掛金の徴収状況や年金の支払状況などの全貌を一貫して管理することが必要なので、単に支出を規制する方式である「単式簿記」では実情にあわないんだよ。
- A子さん：では、厚生年金基金の経理処理も一般の民間企業と同じ処理方法ですか？
 B事務長：いや、民間企業と完全に一緒でもないんだ。基金の実態を把握しようとする、一般の民間企業において行われている複式簿記による経理処理だけでは処理しがたい点もあるんだよ。だから、複式簿記を中心に単式簿記の一部を取り入れた折衷方式を採用しているんだよ。
- A子さん：なるほど、わかりました。では先輩から「基金の経理は年金経理と業務経理に分かれている」と教えていただきましたが、その違いは何でしょう？
 B事務長：掛金の徴収や年金の給付等に関する取引を処理するのが「年金経理」で、基金の事務を遂行する上で必要になる事務職員の給与の支払いや事務用品の購入などが「業務経理」になるんだよ。
- A子さん：ということは、私のお給料は業務経理から支払われているということなんですね。もし、お給料の金額が足りなくなったら、年金経理から振り替えてもらえるんですか？
 B事務長：それは無理なんだよ。ふたつの経理はお互いに融通し合うことは許されていないんだ。ただし、一部の例外はあるけどね。

《一部の例外》

- (1) 年金経理から業務経理への繰入れが認められる例外
 - 「厚生年金基金の財政運営について」（平成8年6月27日）「第九 年金経理から業務経理への繰入れ」に基づく場合
- (2) 業務会計から年金経理または福祉施設会計への繰入れが認められる例外
 - 延滞金収入のうち年金経理対応分の繰入れ
 - 業務経理に剰余金がある場合その繰入れ
 - 福祉施設事業の実施をするための繰入れ
- (3) 福祉施設会計から年金経理または業務会計に繰入れが認められる例外
 - 福祉施設会計に剰余金がある場合その繰入れ

- A子さん：基金の経理も伝票を起票するんですね。
 B事務長：そうだよ。基金の取引は入金伝票・出金伝票・振替伝票の3種類で処理しないとイケないんだよ。
- A子さん：では、どのようなときに伝票を起票すればよいのでしょうか？
 B事務長：原則として収益と費用の認識は発生主義によることとされているんだ。
- A子さん：発生主義ってどういう意味ですか？
 B事務長：あまり聞き慣れない言葉かもしれないね。発生主義というのは、例えば、掛金で説明すると、納付期限が到来していなくても、その権利が発生した時点、つまり掛金の納入を告知した時点でこれを収益として伝票を起票することだよ。
- A子さん：でもすべての処理がそれに対応できるのでしょうか？
 B事務長：そうだね。実際の処理としては、発生主義で経理処理を行うことが無理な場合は、取引が発生した日やその事実が判明した日などで伝票を作成しても構わないんだよ。ただし年度末には発生主義と同等になるように必要な処理があるんだ。

厚生年金基金の経理処理と決算処理

A子さん：その「年度末の処理」というのが決算処理のことですか？

B事務長：そうだよ。業務経理は基金独自の経理なので4月になれば決算処理を完了できるけれど、年金経理は受託機関からの報告を待って順次決算処理を進めていくんだよ。最終的に締められる時期は8月頃になるかな。

A子さん：そうすると年金経理は8月まで新年度の処理はできないんですか？

B事務長：いや、それでは基金の経理処理が大幅に遅れてしまうよね。そこで、受託機関からの最終の報告を待っている間、年金経理は決算処理と新年度の日常の経理処理を併行して処理していく必要があるんだよ。

年金経理の決算に関する取扱いは一般の場合と違う取扱いになるんだ。3月末で一旦仮締めをして新年度を開始したうえで、受託機関からの報告によって決算年度と新年度の両方で追加の記帳をしていくんだよ。

A子さん：これで基金の経理処理の全体像が見えてきました。ありがとうございました。

《主な決算処理》

	年金経理	業務経理
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●月計表の締切りと残高突合せ ●未処理取引の追加記帳および3月分掛金調定額の追加記帳 ●残高試算表の作成 ●決算元帳の締切り ●繰越残高試算表の作成 ●新年度元帳への残高記帳 	<ul style="list-style-type: none"> ●月計表の締切りと残高突合せ ●未処理取引の追加記帳および3月分掛金調定額の追加記帳 ●残高試算表の作成 ●決算整理事項（減価償却費、退職手当引当金等）の確定とその記帳 ●決算元帳の締切り ●繰越残高試算表の作成 ●新年度元帳への残高記帳 ●決算精算表の作成 ●貸借対照表、損益計算書の作成
5月	<ul style="list-style-type: none"> ●信託契約会計決算報告書に基づく処理 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約会計決算報告書に基づく処理 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ●財政決算報告書に基づく処理 ●決算年度元帳の最終締切り ●貸借対照表・損益計算書等の作成（受託機関が作成します） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ●決算代議員会の開催 	

企業年金ノート No.517

平成23年5月 りそな銀行発行



信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟 TEL.03(6704)3381

りそな銀行ホームページでもご覧いただけます。

【<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/index.html>】

りそな銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

ご利用をご希望の場合は、年金信託部までお問い合わせ下さい。(TEL 06 (6268) 1813)

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土、日、祝日、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日はご利用いただけません。